

## 日本語で法学研究をする学習者による辞書の利用状況

### アキモヴァ スサンナ

### タシケント国立法科大学名古屋大学日本法教育研究センター

キーワード： 法学教育 プロジェクトワーク 学年論文 研究計画 専門用語  
ウズベク語母語話者 専門書 法律用語辞典

#### 1. 日本法教育研究センターについて

名古屋大学日本法教育研究センターはタシケント国立法科大学の協力の下で2005年に設立されました。その後、同様のセンターがアジアの3か国カンボジア、モンゴル、ベトナムにおいても創設されました。私が勤務しておりますセンターは、名古屋大学がウズベキスタンにおいて実施している法整備プロジェクトの一環であります。現在センターに40名の学生が在籍しており、日本語で法学研究ができるというセンターの目標に向けて、日本語と法学教育を受けています。センター生は法科大学で法学を専攻している学生のみであります。センターに入学した者は1年目に基礎的な日本語力を身につけ、2年次より日本語で日本史・公民を学びます。3年次からは日本法がカリキュラムに入ってきます。

タシケント法科大学はウズベキスタンの首都（タシケント）に位置しており、毎年ウズベキスタン全国から志望する若者を受け入れています。ウズベキスタンでは、ウズベク語が公用語とされていることから、都会から離れた地方ではロシア語が話せない若者が非常に多いです。センター生は圧倒的に地方出身ですので、ウズベク語以外の媒介語はありません。センターに入学することを希望する法科大学の学生は、センターの選考を通ると、法科大学の授業と並行してセンターの勉強をすることになります。センターの修了生は、4年間で日本語を使って研究計画が書けるレベルまで達しなければならないので非常にタイトなカリキュラムで学んでいます。

#### 2. 各学年末の提出物

各学年は学期末、もしくは学年末に行う課題が規定されています。1・2年生は、学期末に（年に2回）プロジェクトワークをしています。そのテーマの一例としては、1年生は出身地の紹介、2年生は日本人の法律相談などが挙げられます。3年生は日本語で学年論文を執筆し、8月に名古屋大学で行われる夏季セミナーでそのプレゼンテーションをし、他センターの学生や専門家の意見を聞かせてもらう機会を与えられます。4年生は研究計画を作成し、名古屋大学の推薦試験や日本国大使館の試験を受験し、日本の大学で勉強を続けるチャンスがあります。センターの修了生で、日本に留学した学生数はこれまでで25名以上のほります。

### 3. 辞書の利用場面

日本法センターの学生が最も辞書を利用すると思われる時期は、まさに先ほど私が申しましたような学期末や学年末の課題に取り組む時ではないかと思います。その際は、日本語で書かれたものを母語に訳すこともあるでしょう。しかし、必要性が高く困難に思われるのは母語で書かれた資料を日本語にすることです。ですので、利用するとなるとやはりロシア語・日本語、もしくはウズベク語・日本語の辞書です。学年により辞書の利用頻度が異なり、学習者が直面する問題も変わってきますが、大体どの学年も共通しているのは、語彙数が多く、例文が満載されているロシア語の辞典を使いこなせないことです。例えば、1年生について言いますと、ロシア語日本語の辞書を利用したいと思っても、漢字で書かれている訳語が読めずに先輩や講師に頼るしかない状況です。また、ウズベク語日本語の振り仮名つきの辞書を使ったとしても、用例が載っていませんので、文中で正しく使うことができず、最終的に講師の訂正が必要になります。2年生になると読める漢字も増えてきますので、ロシア語が分かる人はそこである程度問題が解決すると考えられます。ところが、ウズベク語母語話者は数種類しか発行されていないウズベク語日本語の辞書を利用することになり、用法については先輩や講師に相談するしかありません。

しかしながら、学年が上がるにつれて学習者は専門性が高い課題に取り組むことになり、それにとまって特殊な語彙が必要となってきます。

本発表では、3・4年生が学術的な文章（論文・研究計画）を執筆する際、語彙を選択するときどのような問題に直面するか、またどのようにその問題を解決するかという2点に焦点を当てて考察していきたいと思います。

### 4. 法学研究をする際の語彙選択、その問題と解決策

では、まず高学年が作成することになる学術的な文章の特徴についてお話しします。法科大学の学習者は、大学でウズベキスタンの法制度を学びつつ、日本法センターでは日本の法とシステムを習っています。ですので、センター生が執筆する論文ではウズベキスタンの法制度の問題を取り上げると同時に、日本をはじめ海外の法制度との比較対照を行います。その際、中心となるのはウズベキスタンの制度ですので、関連する法律や先行研究を読み、必要な部分を日本語に訳して、論文に取り入れることとなります。また、日本の制度と比較をすることが圧倒的に多いため、日本の法律や専門書を読み、理解する必要があります。母語の資料や文献を読んで日本語に訳すことや日本語の専門書を読んで理解することが正確にできるように言語学（語順・漢字など）の知識や、読解のストラテジーといったものが絡んでくるとは思いますが、何より重要となるのが語彙の知識です。しかし、高学年とは言っても日本語学習歴は2年しかなく、日本語の法律用語や判例の読み方が身に付いているとは思えません。日本語の文章を読むとき、インターネットの辞書や単語の解説が載っている国語辞典を参考にすれば大意がつかめるでしょうが、ウズベク語の法律や専門書を日本語に直すときいろいろと苦勞することがあります。

さて、日本法センターの学生は論文作成の際、どのような問題に遭遇するか、またどのようにその問題を解決しているかについてアンケート調査を行いました。調査日は2013年8月1日から10月8日までです。対象はセンターの新4年生5名と修了生8名の計13名です。本調査を行う時点で新3年生は論文を執筆するところまで至っていませんでしたので、調査の対象にしませんでした。ウズベキスタンセンターの創設後、センターの修了生は40名弱ですので、調査対象はその約4分の1に及んでいるということになります。

調査は、下記の六つの質問事項に自由に回答を記述する形式で行いました。

- ① ウズベク語・ロシア語の文章を日本語に訳すとき、分からない言葉があったらどうしましたか。  
日本語の文章を母語に訳すとき、分からない言葉があったらどうしましたか。
- ② そのようなときに辞書を使いましたか。( はい ・ いいえ )
- ③ どのような辞書を使いましたか。
- ④ 辞書を使うときに問題がありましたか。どんな問題がありましたか。
- ⑤ その問題を解決するためにどのようなことをしましたか。
- ⑥ このような問題がないようにどんな辞書があればいいと思いますか。

得られた回答を分析した結果、以下のようなことが分かりました。

まず、①のウズベク語、ロシア語の文章を日本語に訳すときどうしたのかという質問です。回答者の92% (13名のうち12名) が先生もしくは日本人と相談して、語彙を選択した、あるいは選択した語彙の用法を確認していたという結果が出ました。また、日本語の文章をウズベク語に訳すときも、やはり回答者の23% (13名のうち3名) が先生や先輩に聞きました。回答者の46% (13名のうち6名) は先生や先輩に相談するとともに、単語の意味を国語辞典で調べて、同様の意味を持つウズベク語を選択したことが分かりました。23% (13名のうち3名) の回答者はロシア語や英語といった媒介語を使用しました。

次に、②の不明の語を理解するために辞書を利用したかどうかという質問ですが、100% (全13名) の回答者が様々な辞書を利用したと回答しました。

そのうち利用する頻度がもっとも高いのは電子辞書であり、質問③の結果を見ると、61% (13名のうち8名) の学習者が利用しました。次いで、法律用語辞典であり、53% (13名のうち7名) が用語を調べるとき利用したと答えました。その他に、研究社のロ日・日露辞典やインターネットのYarxi また GoogleTranslate も使われていました。どの学習者も、訳語を調べる際一つの辞書に限らず、複数の辞書を使用していたことが明らかになりました。

次に質問④についてです。訳語を調べる際に、学習者は様々な問題に直面することがあります。回答者の約半数46%は (13名のうち6名) は、専門用語を訳すとき困ったと回答しました。また、ロシア語とウズベク語の訳が一致しなかったり、類義語が多すぎて選択に

迷ったりする学習者は46%（13名のうち6名）いました。その他に、必要としている単語が見つからずウズベク語の訳がないことで困るという回答が69%（13名のうち9名）ありました。

質問⑤についてですが、直面した問題を解決するために61%（13名のうち8名）の学習者が先生や先輩の力を借りていたと回答しました。他に、媒介語を使用し、複数の辞書で検索したりしていたという回答もありました。

最後に、⑥どんな辞書があれば、問題が解決すると思うかという質問に対して、61%（13名のうち8名）はウズベク語の法律用語辞典があればいいと回答しました。そのうち、1名（7.6%）は法学においても分野別（国際法、行政法）のウズベク語の辞書があれば理想的だと答えました。2名（15%）は、そのような辞典がオンラインで使えるものであれば時間の節約につながるし、データベースが更新しやすいと指摘しました。また、ある学習者は例文がたくさんあるほどいい、そして「説明」から「単語」を検索するような辞典があればいいという希望を述べました。

## 5. 学習者が利用した「法律用語辞典」とインターネット上の翻訳ソフトについて

インターネットの普及率が非常に高い現代では、学習者がよく利用するのはインターネット上の翻訳ソフトです。調査の際に、Yarxi や GoogleTranslate といったソフトが挙げられましたので、簡単にその説明をさせていただきます。

Yarxi とは日本語・ロシア語のオンライン漢字辞典です。各文字の読み方、意味、画数と使用例、そして熟語が掲載されています。無料でダウンロードできます。Yarxi の無料ソフトは1006字の説明を含んでおり、有料部分になると5000字の解説を含みます。

GoogleTranslate とは Windows の無料翻訳ソフトです。翻訳が必要な文章をコピーペーストし、「翻訳」ボタンを押すと訳語が表示されます。

以上2種類の翻訳ソフトは、非常に使いやすいものではありませんが、Yarxi はロシア語の解説しかないので、検索後に見つかった単語のウズベク語、もしくは日本語の解説が必要になります。

GoogleTranslate は文章を翻訳した場合、文法や語順が間違っていたり、訳自体が適切ではなかったりすることが頻繁にあります。そして、やはりこのソフトもウズベク語がありませんので、ウズベク語を母語とする学習者にとっては使いづらいです。

その他に、センターの学習者が利用しているのは「留学生のための法律用語集」です。この用語集は、一橋大学の留学センターが佐々木節子という JICA 日本語シニアボランティアと協同で作成したものであり、9分野に分類されています。法学一般をはじめ、憲法・行政法、民法や刑法などのような分野においての911語が掲載されています。各語には解説や関連条文、例文が備わっています。この辞書も、単語やその解説が日本語のため、日本語を専門としないセンターの学習者にとっては使いづらいでしょう。

また、法科大学の図書館に2010年に出版されたウズベク語ロシア語法律用語辞典が置い

てありますが、学生の話によると、この辞典はロシア語日本語の辞典を使う前の段階において使用するのに適当だとのことでした。

## 6. まとめ

法学研究を行うウズベキスタンの学習者にとっては、専門用語の翻訳がもっとも困難であると思われます。その原因の一つは、専門用語自体の難しさであることは否定できません。また、法学研究において比較対象となる日本とウズベキスタンの法制度が大きく異なりますので、用語の選択に困ることは当然だと言えるでしょう。しかしながら、このような高度な作業に関わる学習者にとって負担がより重く感じられるのは、ウズベク語の法律用語辞典が出版されていないからです。そのため、ウズベキスタンの若手法学研究者は、ロシア語や英語、場合によってトルコ語を媒介語として使用するしかない状況に置かれています。また、日本法や日本語講師の手を借りて、言語が法学研究の障害にならないように力を注いでいます。

一方、このような学習者の悩みを解消できるのは学習者自身なのではないかと思われます。各学習者が学年論文もしくは研究計画を執筆した後に、それぞれの研究分野の語彙リストをまとめていく、そして講師が学習者の作成した資料の編集や管理をしていけば、数年後に簡単なウズベク語の法律用語辞典ができるのではないのでしょうか。学習者自身が辞書の作成過程の中心になれば、論文執筆や指導教員との話し合いの中で語彙の意味や使い方が確かめられ、最終的に各単語の正確性が高まると考えられます。また、このようなデータベースをインターネットで公開すれば、今回の調査に協力した2名が指摘したように時間の節約につながるし、データベースも更新しやすいでしょう。